



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年4月18日

広島法務局 筆界特定登記官

記



筆界特定手續の表示

手續番号	令和6年第51号
対象土地	廿日市市原字森宗724番2
	廿日市市原字森宗724番2東南側先道
手續番号	令和6年第52号
対象土地	廿日市市原字森宗724番2
	廿日市市原字森宗724番2北西側先道